

運 営 規 程

～（介護予防短期入所生活介護）～

ショートステイ 泉の杜

ショートステイ泉の杜（介護予防短期入所生活介護）運営規定

第1章 施設の目的及び運営の方針

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人 再命会が開設するショートステイ泉の杜（以下「事業者」という）が行う指定介護予防短期入所生活介護サービスの適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者や職員が、ご契約者（利用者）の個性、自由を重視した生活を営めるようサポートすることを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 要支援状態にあるご契約者（利用者）に対し、一人一人の意思及び人格を尊重し、介護予防サービス計画に基づき適正な介護予防短期入所生活介護を提供することにより、要支援状態の維持・改善を目的とし、目的を設定して、計画的にサービスを提供します。またそのサービス利用期間中において、ご契約者（利用者）の居宅における生活とサービス利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものとする。
- 2 事業者は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他地域の保健・医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 3 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うと共に、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 事業者は、介護予防短期入所生活介護サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（施設の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|-------|---|
| 一 名 称 | ショートステイ <small>いずみ</small> 泉 <small>もり</small> の杜 |
| 二 所在地 | 姫路市豊富町神谷3041-20 |

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 施設長 1人
常勤にて専ら施設の職務に従事し、施設職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。また、職員に必要な指揮命令を行う。
 - 二 非常勤医師 1人
ご契約者（利用者）に対して、健康管理および療養上の指導を行う。
 - 三 生活相談員 1人（兼務常勤職員 1人）
ご契約者（利用者）の生活相談、処遇の企画や実施等を行う。
 - 四 介護職員 53人（常勤職員 41人・パート職員 9人・派遣職員 3人）
入居者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
 - 五 看護職員 7人（常勤職員 5人・パート職員 2人）
 - 六 （管理）栄養士 1人（常勤職員 1人）
食事の献立作業、栄養計算、入居者に対する栄養指導等を行う。
 - 七 機能訓練指導員 1人（パート員 1人）
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
 - 八 介護支援専門員 4人（専任常勤職員 1人・兼任常勤職員 2人・パート職員 1人）
入居者の入居、退居、その他変更異動手続き事務及び家族間の連絡調整に関することを行う、又、介護予防短期入所生活個別サービス計画（以下、個別サービス計画という）の作成に関する業務を行う。
 - 九 事務職員 5人（常勤職員 5人）
金銭の出納、物品の購入及び保管に関する等、必要な事務を行う。
- 2 前項に定めるものの他必要がある場合は、定員を超え又はその他の職員をおくことができる。（尚、前項の職員配置人数は、特別養護老人ホームとの総数による。）

第3章 入居定員

（利用定員）

第5条 サービスの入居（利用）定員は、20人（介護予防短期入所生活介護と短期入所生活介護の合計）とする。

（ユニットの数及びユニットごとの入居定員）

第6条 ユニット数及びユニットごとの入居（利用）定員は次の号に掲げるとおりとする。

- 一 ユニット数 12ユニット
- 二 ユニットごとの入居（利用）定員 各ユニットの利用定員は次のとおりとする。

ユニットの位置	入居者（利用者）定員	
	介護老人福祉施設	介護予防・短期入所生活介護

2 階	Aユニット	6人	2人
	Bユニット	5人	2人
	Cユニット	5人	2人
	Dユニット	7人	1人
3 階	Aユニット	6人	2人
	Bユニット	6人	1人
	Cユニット	5人	2人
	Dユニット	7人	1人
4 階	Aユニット	6人	2人
	Bユニット	6人	1人
	Cユニット	5人	2人
	Dユニット	6人	2人

（定員の遵守）

第7条 事業者は災害その他のやむを得ない場合を除き、ユニットごとの入居（利用）定員及び居室の定員を超えての入居（利用）させないものとする。

第4章 利用者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

（内容及び手続きの説明及び同意）

第8条 事業者は、サービス提供の開始に際して、利用申込者またはその家族に対して、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得るものとする。

（利用に関して）

第9条 事業者は作成された介護予防サービス計画に沿って、介護予防個別サービス計画を作成し、それに基づき、ご契約者（利用者）にサービスの提供を行うものとする。

- 2 事業者は正当な理由なくサービスの提供を拒否することは出来ないものとする。
- 3 事業者は、利用予定者の利用に際しては、その者に係る地方包括支援センター又は介護予防支援事業を行う者に対する照会等により、その者の心身状況、生活歴、病歴等の利用状況の把握に努めるものとする。
- 4 事業者は、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことが出来るかどうかについて、定期的に検討を行うものとする。
- 5 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員等の職員間で協議を行うものとする。

- 6 事業者は、地域包括支援センター又は介護予防支援事業者に対する情報の提供や、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 7 事業者は、契約が終了する場合には利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うように努めるものとする。

（サービス計画の作成等）

第10条 管理者は、介護予防サービス計画がある場合はその内容を踏まえ、介護予防サービス計画が無い場合は地域包括支援センター又は介護予防支援事業者を紹介し、介護予防サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させそれに基づき介護予防個別サービス計画を作成するものとする。

- 2 介護予防サービス計画が変更された場合、及びその家族の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、利用者及びその家族等と協議して、介護予防個別サービス計画の変更を行うものとする。

（介 護）

第11条 介護は、各ユニットにおいてご契約者（利用者）が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行うものとする。

- 2 事業者は、ご契約者（利用者）の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援を行うものとする。
- 3 事業者は、ご契約者（利用者）が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことが出来るよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供する。但し、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることが出来るものとする。
- 4 事業者は、ご契約者（利用者）の心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な支援を行う。
- 5 事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排泄の自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えるものとする。
- 6 事業者は、ご契約者（利用者）が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援するものとする。
- 7 事業者は、常時1人以上の常勤介護職員を介護に従事させるものとする。
- 8 施設は、ご契約者（利用者）に対し、その負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせないものとする。

（食事の提供）

第12条 事業者は、栄養並びにご契約者（利用者）の心身の状況及び嗜好を考慮した食

事を提供するものとする。

- 2 事業者は、ご契約者（利用者）の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行うものとする。
- 3 事業者は、ご契約者（利用者）の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供すると共に、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保するものとする。
- 4 事業者は、ご契約者（利用者）が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、ご契約者（利用者）がユニット共同生活スペースで食事を摂ることを支援するものとする。

（相談及び援助）

第13条 事業者は、常にご契約者（利用者）の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、ご契約者（利用者）又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

（機能訓練）

第14条 事業者は、ご契約者（利用者）の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行うものとする。

（健康管理）

第15条 事業者の非常勤医師又は看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとるものとする。

- 2 事業者の非常勤医師は、その行った健康管理に関し、ご契約者（利用者）の健康手帳に必要事項を記載する。但し、健康手帳を有しないご契約者（利用者）については、この限りでないものとする。

（利用料等の受領）

第16条 事業者は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、ご契約者（利用者）から利用料の一部として、当該サービスについて厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から当該施設に支払われる介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合に利用者から支払を受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないように行うものとする。
- 3 前2項のほか、次に掲げる費用を徴収するものとする。
 - 一 ユニット型個室居住費（以下「居住費」という。）
 - 二 食費。
 - 三 ご契約者（利用者）が選定する特別な食事を行ったことに伴い必要となる費用

を徴収する。

四 理美容代。

五 サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、ご契約者（利用者）に負担させることが適当と認められるもの。

六 送迎に要する費用を徴収する。

七 その他。

4 事業者は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、ご契約者（利用者）又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、ご契約者（利用者）の同意を得るものとする。

（送迎の範囲とその額）

第 17 条 施設は、通常の送迎実施地域を下記のとおりとする。

（１）姫路市（旧家島町内を除く） （２）加西市 （３）加古川市 （４）高砂市 （５）福崎町 （６）市川町 （７）神河町

2 緊急の受診や入院の場合又はやむを得ない事象により自宅以外の場所へ送迎した場合は下記の金額をご負担いただくものとする。

一 利用料金 送迎に要した往復の距離（km）×50 円

二 前項の送迎に高速道路等の有料道路を通行した場合は、追加料金としてその実費をご負担いただきます。

3 通常の事業実地区域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、介護報酬の送迎加算の上、通常の事業実地地域を越えた部分について実費相当額として下記の料金をご負担いただきます。

一	当施設より片道	20k km以内	500 円
		20 km以上 25 km未満	1,000 円
		25 km以上 30 km未満	1,500 円
		30 km以上	2,000 円

二 前項の送迎に高速道路等の有料道路を通行した場合は、追加料金としてその実費をご負担いただきます。

（居住費及び食費の額）

第 18 条 居住費及び食費は施設と利用者との契約により定めるところとする。

2 利用者が支払う居住費の範囲は、室料及び高熱水費相当とする。

ユニット型個室 1 日当たり 2,803 円

但し、負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認定証」に記載されている負担限度額とする。

3 利用者が支払う食費の範囲は、食材料費及び調理に係る費用を基本とする。

食費 1 日当たり 1,670 円（朝食 370 円、昼食 570 円、間食 110 円、夕

食 620 円) また、入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用は実費とする。但し、負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認定証」に記載されている負担限度額とする。

- 4 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減措置事業の軽減対象となる利用者については、市町村が交付する「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」の内容に基づき、サービス費及び居住費・食費等費・食費等の軽減を行うものとする。

(居住費及び食費の額の変更)

第 19 条 事業者は、居住費及び食費について、見積当時に想定していなかった事情により新たな費用が発生したときは、当該費用を基礎として、居住費及び食費の額を変更することがある。

- 2 事業者は、居住費及び食費の額を変更するときは、ご契約者（利用者）又はその家族に対し、変更後の居住費と食費の額及びその根拠について説明を行い、ご契約者（利用者）の同意を得るものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第 20 条 事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る費用の支払いを受けた場合には、その提供したサービスの内容、費用の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書をご契約者（利用者）に交付するものとする。

第 5 章 施設の利用に当たっての留意事項

(衛生保持)

第 21 条 ご契約者（利用者）は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために事業者と協力するものとする。

(禁止行為)

第 22 条 ご契約者（利用者）は、施設内で次の行為をしてはならないものとする。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵す場合。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼす場合。
- 三 事業者の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害する場合。
- 四 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出す場合。

第 6 章 緊急時及び非常災害等の対応

(緊急時等における対応方法)

第 23 条 事業者は、ご契約者（利用者）に対するサービスの提供を行っている時に、入

居の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに医師（主治医）又は事業者が定めた協力医療機関に連絡を行うと共に、管理者に報告する。また、医師（主治医）への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、事故発生又はその再発を防止するため、次の号に定める措置を講じるものとする。
 - 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備するものとする。
 - 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制を整備する。
 - 三 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行う。
 - 四 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置を行う。
- 3 事業者は、入居者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、入居者家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じることとする。
 - 4 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
 - 5 施設は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。但し、施設の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではないものとする。

（衛生管理等）

第24条 事業者は、ご契約者（利用者）の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずると共に、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うこととする。

- 2 事業者は、当該事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - 一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止ための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。）を概ね3ヶ月に1回以上開催すると共に、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - 二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - 三 事業者は、すべての従業者に対し、健康診断を定期的の実施する。
 - 四 事業者は、すべての従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施する。
 - 五 前4号に掲げるものの他、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

（非常災害対策）

第 25 条 事業者は、非常災害に備えて必要な設備を設け、消防、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（業務継続計画の策定等）

第 26 条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、従業員に対して、業務継続計画について周知すると共に、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 7 章 その他施設の運営に関する重要事項

（受給資格等の確認）

第 27 条 事業者は、サービスの提供を求められた場合は、その提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

- 2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には、当該意見に配慮してサービスを提供するものとする。

（利用者に関する市町村への通知）

第 28 条 事業者は、ご契約者（利用者）が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- 一 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を悪化させたと認められる時。
- 二 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、または受けようとしている時。

（勤務体制の確保等）

第 29 条 事業者は、ご契約者（利用者）に対し、適切なサービスを提供することが出来るよう、職員の勤務の体制を定めるものとする。

- 2 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては、ご契約者（利用者）が安定して日常生活を送ることが出来るよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮す

るものとする。

- 3 事業者は、当該施設の職員によってサービスを提供する。但し、ご契約者（利用者）へのサービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでないものとする。
- 4 事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

（掲 示）

第30条 事業者は、見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

（協力病院等）

第31条 事業者は、入院等の治療を必要とする入居者のために協力医療機関を定める（また、協力歯科医療機関を定める。）ものとする。

- 2 事業者、施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下でより適切な対応を行う体制を確保する観点から、地域の医療機関等と実効性のある連携体制の構築を行うものとする。

（秘密保持等）

第32条 事業者は、従業者及び従業者であった者に対し、正当な理由なく、業務上知り得たご契約者（利用者）又はその家族等の秘密を漏らしてはならないものとする。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た入居者又はその家族等の秘密を保持させるために、従業者で無くなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨に対し、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業者は、地域包括支援センター・介護予防支援事業者又はその従業者に対して、ご契約者（利用者）に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者の同意を得るものとする。

（地域包括支援センター・介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止）

第33条 事業者は、地域包括支援センター・介護予防支援事業者又はその従業者に対して、要支援被保険者に事業所を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益の供与を行わないものとする。

- 2 地域包括支援センター・介護予防支援事業者またはその従業者から、利用者を紹介の対償として、金品その他の財産上の利益を収受しないものとする。

（苦情処理）

第34条 事業者は、入居者又はその家族からの苦情を迅速かつ適切に対応する為、苦情

受付窓口を設置や苦情処理第三者委員の選任をする等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、提供したサービスに関して、介護保険法第 23 条の規定により、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及びご契約者（利用者）又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力すると共に、市町村から指導又は助言を受けた場合には、該当指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする。
- 3 事業者は、提供したサービスに関するご契約者（利用者）又はその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第 176 条第 1 項第 3 号の調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会からの同号の指導又は助言を受けた場合には、当該指導者又は助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする。

（虐待防止に関する事項）

第 35 条 事業者は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。）を定期的で開催すると共に、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- 二 虐待防止のための指針を整備する。
- 三 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- 四 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置を行う。

- 2 事業者は、サービス提供中に、当該施設従業員又はご契約者（利用者）の家族等による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束）

第 36 条 事業者は、入居者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行わないものとする。但し、当該ご契約者（利用者）又は他のご契約者（利用者）等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合等には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、機関等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録の整備や適正な手続きにより身体等拘束を行う場合があるものとする。

- 2 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。
 - 一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。）を 3 ヶ月に 1 回以上開催すると共に、その結果について、介護職員その他の従事者に周知徹底を図るものとする。

- 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 三 介護職員その他の従事者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施する。

（従業者への認知症介護に係る研修の実施）

第 37 条 事業者は、全ての従事者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- 一 採用時研修 採用時オリエンテーション時
- 二 継続研修 年 1 回以上

（ハラスメントの防止に関する事項）

第 38 条 事業者は、適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（地域との連携）

第 39 条 事業者は、運営に当たっては、地域住民または住民の活動との連携、協力を行うなど、地域との交流に努めるものとする。

（会計の区分）

第 40 条 サービスの事業の会計を、その他の事業の会計と区分するものとする。

（記録の整備）

第 41 条 事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

（法令との関係）

第 42 条 この規程に定めのないことについては、厚生労働省令並びに老人福祉法及び介護保険法の法令に定めるものとする。

附則 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。
この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。